

平成26年 第6回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会 6月25日

閉 会 6月25日

平成26年 第6回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	平成26年6月18日					
招集年月日	平成26年6月25日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時	(開会) 平成26年6月25日 午後1時30分					
及び宣言	(閉会) 平成26年6月25日 午後1時45分			議長 大口 勇		
委員応召 及び 出席者氏名 出席委員 7名 欠席委員 1名	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	尾 田 孝 人	出席			
	2	京 谷 作右衛門	出席			
	3	伊 倉 正 幸	出席			
	4	(欠 番)	---			
	5	山 下 敏 雄	出席			
	6	佐 山 勇 藏	欠席			
	7	草 間 一 信	出席			
	8	鈴 木 敏 秋	出席			
	9	大 口 勇	出席			
議事録署名委員	二番 京 谷 作右衛門		八番 鈴 木 敏 秋			
農業委員会 事務局職 の氏名	局長 高 見 博		主事 太 田 辰 徳			
	主査 久 末 弘 二					

議事日程

日程	件名
第1	議事録署名委員の指名について
第2	会期の決定について
第3	報告第1号 会務報告について
第4	報告第2号 農用地利用集積計画の取り下げについて
第5	報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第6	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
第7	議案第2号 農用地利用集積計画案の作成について
第8	議案第3号 現況証明願いについて

議 事 の 顛 末

《 開 会 宣 言 》

議 長

ただいまから、平成26年第6回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は7名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長から指名します。
議事録署名委員には、2番 京谷委員、8番 鈴木委員の2名を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。
事務局職員より朗読させます。

事務局

報告第1号 会務報告について 平成26年5月24日から平成26年6月18日
までの会務を次のとおり報告する。平成26年6月25日提出 上ノ国町農業委員会
長 大口 勇

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第 4 報告第 2 号 農用地利用集積計画の取り下げについて

議 長

日程第 4、報告第 2 号 農用地利用集積計画の取り下げについてを議第といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

報告第 2 号 農用地利用集積計画の取り下げについて 平成 25 年第 5 回上ノ国町農業委員会 平成 25 年 5 月 31 日提出 議案第 1 号農用地利用集積計画案の作成についてで了承されたこのことについて、許可の取消願が提出され受理されましたので報告いたします。 平成 26 年 6 月 25 日提出 上ノ国町農業委員長 大口 勇

議 長

本件については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第 5 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議 長

日程第 5、報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議第といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 農地の賃貸借契約の解約の通知があったので報告する。平成 26 年 6 月 25 日提出 上ノ国町農業委員長 大口 勇

議 長

本件については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第 6 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議 長

日程第 6、議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地転用の許可申請があったので、審議を求める。

平成26年6月25日提出 上ノ国町農業委員会長 大口 勇

議長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字大安在〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は6,746㎡のうち、872㎡です。申請人は、字小安在 〇〇 〇さんで、申請理由及びその内容については、記載のとおりです。

議長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

◎ 日程第7 議案第2号 農用地利用集積計画案の作成について

議長

日程第7、議案第2号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

議案第2号 農用地利用集積計画案の作成について 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画案の作成の申し出があったので、審議を求める。平成26年6月25日提出 上ノ国町農業委員会長 大口 勇

議長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字豊田〇〇番〇、外15筆、地目は現況・公簿とも田及び畑で、面積合計は、50,590.77㎡です。

譲渡人は字新村の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇さんで贈与による所有権の移動となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号2、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、391㎡です。

譲渡人は江差町字越前町の〇〇〇〇〇さん、譲受人は字大留の〇〇〇〇〇さんで売買による所有権の移動となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号3、場所は字豊田〇〇〇番、地目は現況・公簿とも畑で、面積は、4,246㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇さんで新規による使用貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号4、場所は字大留〇〇〇番、外1筆、地目は現況・公簿とも畑で、面積合計は、8,461㎡です。

貸付人は字豊田の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇〇さんで新規による使用貸借権の設定となっております。期間は5年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号5、場所は字大安在〇〇〇番〇、外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、8,223㎡です。

譲渡人は字木ノ子の〇〇〇〇〇さん、譲受人は字小安在の〇〇〇〇〇さんで売買による所有権の移動となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号6、場所は字中須田〇〇〇番〇、外2筆、地目は現況・公簿とも田で面積合計は、11,901㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号7、場所は字中須田〇〇〇〇番、外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、6,272㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号8、場所は字中須田〇〇〇番〇、外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計は、5,137㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇さんで更新による賃貸借権の設定となっております。期間は1年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

番号9、場所は字中須田〇〇〇〇番、地目は現況・公簿とも田で、面積は、10,884㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇〇さん、借受人は字中須田の〇〇〇〇〇さんで更新による

同行により番号1から番号5の土地について現地調査を行いましたので報告します。

番号1、場所は、字内郷〇〇番、外1筆、字内郷の〇〇〇〇さんの土地で、年月日不詳であるが不耕作となり、人の手がくわえられずに経しているため、雑木や笹が繁茂し、原野化している状態であるため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号2、場所は、字内郷〇〇番、我孫子市の〇〇〇〇さんの土地で、年月日不詳であるが不耕作となり、人の手がくわえられずに経しているため、雑木や笹が繁茂し、原野化している状態であるため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号3、場所は、字内郷〇〇番、字内郷の〇〇〇〇〇〇さんの土地で、年月日不詳であるが不耕作となり、人の手がくわえられずに経しているため、雑木や笹が繁茂し、原野化している状態であるため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号4、場所は、字内郷〇〇〇番〇、字北村の〇〇〇〇〇〇さんの土地で、年月日不詳であるが不耕作となり、人の手がくわえられずに経しているため、雑木や笹が繁茂し、原野化している状態であるため、農地及び採草放牧地以外と認められます。

番号5、場所は、字大留〇〇〇番〇〇、字扇石の〇〇〇〇〇〇さんの土地で、平成10年に隣地192番19に住宅が新築され、以後一体となって住宅敷地として利用されており、農地及び採草放牧地以外と認められます。

議 長

これより質疑を行います。
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。

これをもって、平成26年第6回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、どうもありがとうございました。

(午後1時45分)

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議長

大日勇

署名委員

京谷 伸右衛門

署名委員

鈴木 敏秋